

プラセンタ治療を受ける承諾書

平成15年7月30日から薬事法が改正され、この治療には承諾書が必要になりました。

医薬品で使用されているプラセンタは人の胎盤を使用しているため狂牛病には関係ありません。プラセンタは胎盤から抽出されているため、その安全性についてよく質問されるところですが、昭和30年代より多くの方に使用されていますが、重篤な副作用は報告されておらず、あるとすれば注射部位の発赤や硬結ぐらいです。また、エイズや肝炎などのウイルス感染、細菌感染などに関しては、感染性のある胎盤は使用していないのは当然ですが、製薬会社が厚生省の指定する以上の加熱処理を行っているため、完全に除去されており安全です。

提供者は日本国内の満期正常分娩者で、以下の①②③のスクリーニングをしています。

- ① ウイルス感染対策(梅毒トレポネーマ、淋病、結核菌、B型肝炎、C型肝炎、エイズ、成人T細胞白血病、りんご病等のウイルス検査により感染していない胎盤のみの使用)
- ② 狂牛病/BCD(牛海綿状脳症)対策
- ③ ドナーの海外渡航経験はイギリス、アイルランド、フランス、ドイツ、スイス、スペイン、ポルトガルにおいて1980年1月以降6ヶ月以上の滞在経験がある場合はドナーより除外

オートクレープ121℃20分間、高圧蒸気滅菌を実施

製品試験で再再度ウイルス等の病原性物質の確認試験、安全性の確保をしています。

ただし、現在の医学では知ることも取り除くことも出来ない未知の病原体が含まれていることは否定できません。

プリオン検査が日本赤十字で出来ないため、献血は出来ません。将来、プリオン検査が可能になれば出来ます。

以上、納得してプラセンタ治療を受けます。

年 月 日

サイン _____